

令和3年第2回七戸町議会臨時会 会 議 録

令和3年7月2日七戸町告示第71号で、令和3年第2回七戸町議会臨時会を7月7日
上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和3年7月7日 午前10時00分 開会

令和3年7月7日 午前10時54分 閉会

○応招議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 惠津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	疍 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

報告第 29号 専決処分事項の報告について
(落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

報告第 30号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについ
て)

議案第 62号 七戸町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 63号 工事請負契約の締結について(荒態内地区調整池整備工事)

議案第 64号 工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第1工区))

議案第 65号 工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第2工区))

○その他

会議録署名議員の指名について
会期の決定について
諸般の報告について

**令和3年第2回七戸町議会臨時会
会議録（第1号）**

令和3年7月7日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

日 程第 1 会議録署名議員の指名について

日 程第 2 会期の決定について

日 程第 3 諸般の報告について

日 程第 4 提出議案一括上程

「報告第29号 専決処分事項の報告について（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）」から「議案第65号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第2工区）」までの、4議案、2報告を一括上程
（町長提出議案総括説明）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 惠津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	疍 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	高 坂 信 一 君
総 務 課 長	田 嶋 邦 貴 君	支 所 長 (兼庶務課長)	小 山 彦 逸 君
企画調整課長	金 見 勝 弘 君	財 政 課 長	附 田 敬 吾 君

会計管理者 (兼会計課長)	高田 美由紀 君	税務課長	町屋 淳一 君
町民課長	原子 保幸 君	社会生活課長	佐々木 和博 君
健康福祉課長	井上 健 君	商工観光課長	附田 良亮 君
農林課長	鳥谷部 勉 君	建設課長	氣田 雅之 君
上下水道課長	仁和 圭昭 君	教育長	附田 道大 君
学務課長	鳥谷部 慎一郎 君	生涯学習課長	田中 健一 君
世界遺産対策室長	相馬 和徳 君	中央公民館長 (兼南公民館長) (兼中央図書館長)	高田 博範 君
農業委員会会長	天間 俊一 君	農業委員会事務局長	三上 義也 君
代表監査委員	吉川 正純 君	監査委員事務局長	澤山 晶男 君
選挙管理委員会委員長	新館 文夫 君	選挙管理委員会事務局長	原子 保幸 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 澤山 晶男 君 事務局次長 鳥谷部 伸一 君

○会議録署名議員

7番 呷 清悦 君 8番 岡村 茂雄 君

○会議を傍聴した者（7名）

○会議の経過

開議 午前10時00分

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第2回七戸町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） これより本日の会議を開きます。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番唘清悦と8番岡村茂雄君を指名します。

○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

○日程第4 提出議案の一括上程について

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について、報告第29号専決処分事項の報告について（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から議案第65号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第2工区））までの、4議案、2報告を一括上程いたします。

町長から提出議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回七戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、7月3日に発生した、静岡県熱海市伊豆山地区の土石流災害により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、その御家族の皆さまに衷心よりお悔やみ申し上げたいと思います。また、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧と復興を御祈念いたします。

それでは、議案の概要説明の前に、諸般の報告について申し上げます。

まず、脱炭素社会の実現に向けて、当町の対応についてであります。

町では、これまでも七戸町地域省エネルギービジョンや新エネルギービジョンなどを策定し様々な施策に取り組んでまいりました。

世界的には、2015年にパリ協定が採択され、それを踏まえて、我が国では2020年10月に「2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを目指す」ことを表明しました。

また、環境省においても同表明を地方公共団体にも求めており、当町といたしましても対応を検討してまいりました。

七戸町は、「潤いと彩りあふれる田園文化都市」を将来像に掲げており、七戸町だからこそ、脱炭素を実現する先行地域として、取組みを進めることができると考えております。

そこで、本日ここに「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」にする「ゼロカーボンシティ」として脱炭素社会の実現を目指すことを表明いたします。

具体的には、現在策定中の七戸町地球温暖化対策実行計画に加え、総合的なクリーンエネルギー導入を目指すための計画についても策定し、これまで取り組んできた省エネルギー、新エネルギー対策の経験をもとに、当町がもつポテンシャルを最大限に活かした事業を展開するため、庁内の関係課はもとより、町民、事業者、各種団体など、全町一丸となって「ゼロカーボンシティ」の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る現状について申し上げます。

首都圏で緊急事態宣言が解除となり、まん延防止等重点措置に移行されましたが、感染状況についてはリバウンド傾向にあり、デルタ株などの変異株の拡大により感染者数のさらなる増加が懸念される状況であります。

本県では、感染者数は減少傾向にあり、また、当町においては感染者は出でおりませんが、引き続き感染予防対策を徹底してまいりたいと考えております。

コロナのワクチン接種状況及び今後の見込みについては、65歳以上の高齢者等が7月中で2回目の接種を終える見込みであり、現在は64歳以下の接種も始まっております。

また、接種券については、接種状況等を見ながら5歳きざみで発行し、順次接種してい

くこととしておりますが、本日付けでは、40歳までの方への郵送が終わっており、7月中には16歳以上の方への発送が終了する見込みであります。

このように、ワクチン接種が順調に進んでいることは、接種対象人口の8割程度のワクチンを確保することができたことが大きな要因であり、医療関係機関と一体となって取り組んできた成果だと考えております。順調に進めば、10月中には町内対象希望者の接種が終了する見込みであります。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第29号専決処分事項の報告について（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、令和3年1月27日に発生した、道ノ上コミュニティセンター屋根からの落雪被害に係る損害について、相手方と和解が成立したため、この額を早急に支払う必要があるため専決処分したものです。

報告第30号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、令和3年5月24日に発生した、町道十字路・長下線での損害を与えた事故について、相手方と和解が成立したため、この額を早急に支払う必要があるため専決処分したものです。

議案第62号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の規定による「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、同法の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第63号工事請負契約の締結について（荒態内地区調整池整備工事）については、条件付き一般競争入札を令和3年6月30日実施、田中土木株式会社に落札となったため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第64号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第1工区））については、条件付き一般競争入札を令和3年6月30日実施、「石田産業株式会社」に落札となったため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第65号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第2工区））については、条件付き一般競争入札を令和3年6月30日実施、「株式会社工藤組」に落札となったため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上が、本臨時会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提出議案の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

○日程第5 報告第29号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 報告第29号専決処分事項の報告について（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) ちょっと伺いたいのですけれども、この建物そのものの屋根から落ちたというのは、落雪防止のためとかそういった隣の境界との境のほうはどうなっているのですか。

○議長(瀬川左一君) 総務課長。

○総務課長(田嶋邦貴君) お答えします。

この道ノ上コミュニティセンターと隣の家が非常に垣根が近い状況であって、その雪がどんどん屋根から落ちて、その高さが増えたことによって隣の垣根に雪が滑っていったという事故なのですけれども、これフェンスがあっても押していくという関係がありまして、境のところにフェンスがない状況でございます。

○議長(瀬川左一君) 12番議員。

○12番(三上正二君) ということは、毎年同じことが起きますよね。

なぜかという、例えば建物建てたらどれくらい離さなきゃならない、それからもっといろいろなことがありますでしょうけれども、その状態でフェンスを立てられないとすれば、毎年こういう形で支払いするのですか。

○議長(瀬川左一君) 財政課長。

○財政課長(附田敬吾君) お答えします。

今回の損害賠償に関しては、総務課からの提案ですけれども、ふだんに管理しているものは、財政課のほうになりますので私からお答えいたします。

ここの道ノ上コミュニティセンターですけれども、ちょうど北側の屋根のほうから、雪が落ちて、かなりたまった関係で、雪垣を押したということであれですけれども、除雪車両、小型のロータリー車が入る程度の間隔はあります。

例年ですと、降雪して落ちたときは除雪したり排雪したり対応をしていましたけれども、昨年協議して町からの除雪車とか、お話ししている最中に結構一晩のうちに降雪があったものですから、こういった結果になってしまったということです。

議員おっしゃるとおり、まず毎年こういった形に降雪が多ければこういった事態になりますので、それに向けて滑り止めとか除雪体制とかそれなりに協議して、今後このようなことがないように協議して進めてまいりたいと思います。

○議長(瀬川左一君) 12番議員。

○12番(三上正二君) とすれば、こういう行政で管理している建物でいけば、これ以外にもあるのでしょうか。こういう形のものが。

でも、その分どこも十分検討してやっていかないと、同じこと起きるのはしょうがないとしても、同じことが何回も起きるのはやはりおかしいと思います。

○議長(瀬川左一君) 要望でいいですか。

ほかにありませんか。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 関連してですが、今質問にあったことで大体理解はしたのですが、2点、今の要望の部分なのですが、遊休施設も含めて点検が必要ではないかと、道ノ上分館、コミュニティセンターこれは活用されているものですからもちろん点検をするのでしょけれども、遊休施設においてやはり点検が必要だと思います。それがされているのか、あるいは今後することを考えているのか。

それと先ほど町長が言われましたけれども、この被害、今この原因となっている、あるいは被害が拡大された盛土の問題、これは国交省の方でも調査するという事になっていきますけれども、ちょっと範囲が広がるかもしれないけれども、そういった危険箇所について特に町で管理している部分についてそういうものを点検する考えがないかということをお願いします。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

この間からの、公共施設の公共団体で管理している樹木とか倒木しているような事故があったということで、財政課でもそういうふうな倒木とかチェック、あとは施設関係も今、見回り、外からの目視ではございますけれども見回りしております。なかなか冬場に関しては除雪されてその場に行ければいいのですけれども、冬場に関しても今後検討して遊休施設も見回りも強化していきたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

盛土についてですけれども、今のところ国土交通省のほうからまだ指示はございませんが、そのようなところは管理する、それから点検するという事で準備を進めてまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第29号は、原案のとおり承認されました。

○日程第6 報告第30号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 報告第30号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（昴 清悦君） 状況が分からないのですけれども、車両が通過した際とあるのですが、その通過したのに右側のフロントドアとすぐ瞬間的にぶつかったような印象を受けるのですけれども、まず水道弁というのが、車が通るときに、どの部分にある水道弁なのかと、どういう状況でこの右フロントドアパネルにぶつかったのか説明をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） まず、これは場所はちょうど十字路ということで、町屋新聞店がありますけれども、あちらから十字路のほうに向かって走っている最中で、左側、当然走行しますので、センターラインのすぐ横にこの水道弁がありまして、右側のタイヤがこの水道弁の端を恐らく、ぼんとなった瞬間にはねて飛んできて、そのドア部分に当たったという事故であります。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） もしそうだとするならば、ちゃんと工事した業者さんは検査受けて、検査は合格していましたよね。でも、それでもなったということは、もっといっぱいそういう可能性があるのではないのか。その辺、どうなっているのかな。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） お答えします。

今のようなケースがありましたので、上下水道課のほうともちょっと確認を取りまして、原因がどういうふうになったのかということで、劣化して年数が経っていると、それから交通量が多いと、それから重い車も通る場所であるということで、同じようなところも出てくるのではないのかなというところで今後事故がないように、当然パトロールをしていかなければならないということと、業者間でも打ち合わせ会議があるそうなので、そちらの中でやはり見回りを対策して今後事故がないように努めていくというような話を受けております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第30号は、原案のとおり承認されました。

○日程第7 議案第62号

○議長(瀬川左一君) 日程第7 議案第62号七戸町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第63号

○議長(瀬川左一君) 日程第8 議案第63号工事請負契約の締結について(荒熊内地区調整池整備工事)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(听 清悦君) 今回、提出された議案工事関係の落札率を見ると今の議案については、予定価格と比較すると86.22%ですね。

以前に工事関係で出た際に、98.5%という落札率で見積もりに使うソフトなり、入力する単価とかがほぼ同じであれば近い数字が出て当然だろうと思ってはいましたけれども、今回かなり低いパーセントで落札していると思ったのですけれども、その要因は何なのかを伺います。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えする前にちょっと確認させていただきたいことがあります。

庁議員、割返したのは落札金額に対して予定価格ということでしたしょうか。

○7番（桁 清悦君） そうですね。

○建設課長（氣田雅之君） 落札価格は税抜きとなっておりますので、入札書比較価格で割返していただければ、こちら94.8%ということになっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（桁 清悦君） そうすると、消費税なしで見れば95%ぐらいで、今回5者による入札ですけれども、落札した田中土木株式会社、結果を見て一安心したというのは、どこの会社もそうでしょうけれども、仕事が欲しくて入札に参加するわけですよね。

色々な話が聞こえてくる中でやはり、努めている会社が仕事が少なくでどうなるかなど、従業員が不安を感じているのはやはりいろいろ話が聞こえてきたりしている中で、やはり経営者というのは雇用確保のために仕事取る努力をするので、行政の仕事も取って結果的にきっちり仕事を取れたなどは思っています。

そういった中で、仕事が減った時に仕事を取れた業者はいいのですけれども、仕事を取りたいと思って入札に参加して取れなかった業者のほうはそういう点では当てにしていた仕事なくなるわけですけれども、その場合それこそ仕事がないので従業員を解雇するか、そういったのに繋がらないように民間の仕事も取ればいいのですけれども、そういった話は今この仕事を取れなかった業者については全く心配はしなくてもいい状況ですか。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

7番議員。

○7番（桁 清悦君） 町の役目としてやはり町内の雇用を守るということで、それぞれの事業者の経営がやはり継続していくこともやはり考えていかなければならないと思っています。

今なぜこんな質問したかという、例えばプレミアム商品券でも町が全体として困っている飲食業を救済するためにそういった商品券を発行するとしても、やはりこれはみんな同じように恩恵を受けられるか、やはり差がつくと、それぞれの努力もあるだろうし。

ただ、一方では道の駅の指定管理についてはこういった競争ではなくて随意契約と、それもやはり雇用を守るという点では私もそこは同じ考えなのですけれども、ある程度町内で競争した上でやはりいままでの実績・実力で仕事取れるというのが、こういう建設関係

の工事と同じように扱ってもいいのではないかという点で気になったので質問してみました。

同じ方法でも競争はさせるものと随意契約という特別な理由ということで随意契約するという二つの方法があるので、そこについての考え方を聞く意味で今の質問をしました。これでいいです。

○議長（瀬川左一君） 要望でいいですか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 今たまたま7番議員が言いましたけれども、確かにこの随意契約するのと、それから一般競争入札するのは2種類ありますよね。とすれば、それを分けるということは、どういう形の場合は随意契約して、どういう形の場合は一般競争入札するのですか。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） 条例のほうに財務規則にありますけれども、工事でいけば上限が130万を超えるものは基本的に入札、130万以下であれば随意契約ができるということになっております。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） それ金額の差なの、それでは金額が超えたら全部競争入札になるのか、そうではないでしょ。だからそここのところの説明をすれば分かりやすいの。

誰でも、俺も知らないけど、だけれども確かに一般競争入札（聴取不能）。

だけどそれになじまないものあるでしょう。そのくだりのところ説明してくれば、私も知らないし、議員の方々も、一般の町民の方々も分かりやすいと思うのですけど。そのくだけて教えてください。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） 130万を超えれば全て入札をしなければならないかということであればそうでもなく、特別な事情があればということで、あと緊急性とか逆に入札に供すると不利になるとかそういった理由があり、そういった場合は随意契約できるということになっております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第64号

○議長(瀬川左一君) 日程第9 議案第64号工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第1工区))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

1番議員。

○1番(中野正章君) この町営住宅ということだと思いますが、私、前に住宅の住民が地域との関わりということ述べてたことがあり、それに関することでもありますので、こういう町営住宅の建設の意義や趣旨について教えてください。

○議長(瀬川左一君) 建設課長。

○建設課長(氣田雅之君) お答えいたします。

公営住宅は国の補助金を受けて建設管理しているものでございます。

健康で文化的な生活を営めるよう整備し、住宅にお困りの所得の低い方々のために、低廉な家賃でお貸しすることで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

以上でございます。

○議長(瀬川左一君) 1番議員。

○1番(中野正章君) そういう中で、今聞いて納得したわけですけども、地域の自治会に参加するようなことを数年前から言われていて、建設課のほうでは最初の入所の際にそれを言うらしいのだけれども強制力がないために、結局入らない人もその後、入ったのを辞めたり、結果的に入らないという方もあると。

そういうことについて、七戸町の広報も例えばそういう方にはいかない、見たければ公民館へ行って見てくださいということになるわけですけども、やはり趣旨にはそういう部分が合わないのではないかなということと、いろいろな部分でそういう地域の自治会に参加しない方というのは陸の孤島といいますか、周りから見ても非常におかしいとか不安な部分、災害時はどうするのか、ゴミ箱はどうするのかみたいなこともありますが、これについてもっと改善策とかを考えてないのかどうか聞きたいと思います。

○議長(瀬川左一君) 入札のほうから説明のほうを外れているというような感じがありますので、これについては答弁なしで、ほかにありませんか。

9番議員。

○9番(附田俊仁君) 次の議案にも関係するのですが、議会に係る案件でほとんどの場合条件付き一般競争入札に大分変わってから久しくなると思うのです。非常に良い傾向だ

なというふうに思っているのですが、この中の入札書を見ると三輪建設さんが辞退、両方とも辞退になっているのですね。多分こういう工事がありますとあって、条件一般競争入札でやりますということで、手を挙げてるのにも関わらず辞退といのは何か特別な理由書は何か出てましたか。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） 今回の第1工区、第2工区、とも三輪建設さんが辞退されました。

これに関しては、6月14日公告しております、6月17日に三輪さんのほうで参加資格の申請書を提出しております。30日入札でありましたけれども、その前日に問い合わせがありまして、積算した結果、予定価格よりどうしても超えてしまうということでそれを理由に当日の朝、辞退届を出しております。

それで、条例にもあります入札者の心得書には入札参加者に関しては、入札が完了するまでいつでも辞退をできると、かつそれに対して今後、指名等において不利益を講ずることは一切ありませんよということも明記しておりますので、今回に関しては積算した結果こうであったということで正当だと思っています。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 今、課長言ったのは指名について不利益を被らないと言ったが、これ指名なのか、そうではないよね。一般という、こういう資格においては誰でもどうぞとやって、結果、こういうふうに上がってきたんだべ。そうでしょ、指名ではないでしょ。指名競争入札ではないから。

自分の意思で、だから間違いなくそれが指名するって今、七戸町の場合はほとんど指名はないから、条件付き全部一般競争入札でしょ。不利益も何もないもの。それをあなたなぜそれ今言うの。そうってはならないと、ならないべ。条件付きの一般競争入札だもの。しかも自分たちがやっているのは、自分の意思で手を挙げて私は参加しますって、辞めればいいのだよ。2回も3回もだとおかしくないか、俺はおかしいと思うよ。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

先ほどの説明も不足だったと思います。入札の心得におきましては、一般競争入札に参加する者及び指名競争入札に参加する者はいつでも辞退できるということになります。

だから指名も一般競争入札も同じ取扱いということになっております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（呷 清悦君） 条例でもそのようにあるとすれば、やはり今、積算が予定価格より超えるので仕事をとっても損失になるという判断で辞退ということだったと思いますけれども、民間の仕事も取るように営業活動していながら、それがまだ確定していない段階

ではやはりこういった行政の仕事も取れる可能性を持っておくためには、入札に参加するという申請取得というのは一つの手段だと思います。

実際にその後、例えば民間から欲しい規模の仕事が取れた場合に、今度は従業員の数が限られているときに現場二つも実際やれないとなればこういった辞退というのもあり得るのかなと思っています。

その結果、4者の競争ではなくて、実質3者の競争になるということで、今回は価格ということでしたけれども、私はそういう部分で辞退も現実的には打倒な判断なのかなと思っています。

私の質問ですけれども、先ほど私の勘違いで消費税も含むほうの予定価格で割返したパーセントを出したのですけれども、入札書比較価格で割返すと落札率が99.72%になるのですかね。かなり高い数字だなと思いました。

かなり前回より精度が高くなったなと感じているのと、今質問に入ります。

坪単価でいくと、一坪当たり約82万円くらいになるわけですけれども、今年に入ってからウッドショックと言っているらしけれども、特に集成材ですね、外国からのものがかなり5割りも値段が上がったとか、それに伴って国産の木材も1割値上がりということで、今年住宅建てようと思っている人にとってはタイミングが悪い状態になったと。コロナ対策でトランプ大統領が数百兆円規模の財政出動した結果でアメリカの景気がかなり良くなって、住宅の建設も増えた影響もあると思うのですけれども、その影響というのは、今回のこの工事には影響がなかったのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおりの影響を受けております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第65号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 議案第65号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第2工区））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

1番議員。

○1番（中野正章君） まずこの建設自体の是非にも関わると思うので、この間の七戸の広報に町民住宅の空き部屋が載っているわけですがけれどもかなり増えてます、増えているように感じます。

そういう中で、こういう、この建設の是非とも関わってくると思うのだけれども、増えているなという原因は何かというのをどう考えているか、分かったら教えていただきたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

空き家の状況ですけれども、増えているのは蛇坂住宅の建設で12戸新しい住宅が建ちました。

そこに蛇坂住宅から移転していただいていた方、それからこれから老朽化により取壊しする予定の住宅、その方たちの移転をして、その後に募集をかけたということで、新たな募集が蛇坂住宅が多かったということがございます。

それで、やはり3月、4月という募集の時期が住宅の供給に対しては一番いいのかなと、途中での募集というのはあまり需要がないのかなと、そのようなことが原因ではないかと考えております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 案件は全部終わりましたので、気になっているところを町長並

びに担当課長から聞きたいのですけれども。今、全国的にコロナ接種の中で、ワクチン不足という形になっていますよね。

聞いたところによると、七戸も、私らも打ちましたけども、64歳以下の予約券とか、そういうのは来ていました。

けども、実際問題そのワクチンがこのなんていうの、国のレベルでは職域のやつは一旦募集中止したということで、七戸はその辺はどういうふうになっているのでしょうか。もし答えられる方ありましたら。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今、新聞等で結構ワクチン不足ということで、予約とかそういうものをストップしたりということが報道されていますが、七戸町については比較的順調であると、一般報告でも申し上げましたけれども、いわゆる接種予定者の8割分のワクチンは既に確保しているということでもあります。

ですから接種率にもよりますけれども、だいたい85前後かな、打たない人も実はありますし、そういう方を色々計算しても、今のところ当七戸町は比較的、順調にワクチン接種が進むと思っております、10月中にはほとんど終わるという状況だというふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 総務課長にも相談したのだけれども、どうしてもうちの従業員の若い人達にも打たせたいということで職域で申し込みを調べてもらったことがあるのですよ。

そしたらかなりこのハードルが高いようですので、そしたら七戸は結構順調にしているから割と早くにこの希望する人たちは打てるでしょうという話がありました。

ところが周りがやたら、それこそ足りないとかなんとか言っているもので、だから念のために聞いてみただけです。ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） 13番議員。

○13番（田島政義君） ちょっと遅れて申し訳ないのですが、前にも建設課長、前にも確認したのですが、調整池、第63号の議案のところです、終わっているから確認でやります。

例の、前の木の、残ってたところ、これまだこのまま図面におちているけれども、これまた除いて工事すれば、買収したときに、またこれ壊してまた作らないといけないんだ。

だからその辺、体育館が、その辺全部できるまでの間に、この道路部分の木が残っている部分を買収可能なかどうか、そうでなければ仮設みたいな形で通しておかないと、本格的にやるとまた壊す経費がかかるから、この辺どうですか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

用地買収が終わるのをできれば待って工事というふうなことで入りたいとは思いますが

が、その状況を待ちながらどちらにでも動けるような状態で工事は進めていきたいと思っております。

その用地買収の時期についてはちょっと担当課のほうが財政課になりますのでそちらで。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） 6月の定例会のときにも質問がありまして、お答えしましたけれども、なかなか相続人のお一人の方と連絡取れない状況で、今後とも連絡を取ってまず買収に向けて努力してまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今の例というのは、改めて全部終わってこれで終わりましたよと案件閉めたでしょう。案件閉めたでしょう。可決決定しましたよと言いましたよね。全部決定しましたよと言いましたよね。それはいいのですよ。

でも、前に、もう議会閉めたから終わりだよと言われたことがあるのですよ。とすれば、どれを基準で議事をあなたは進めるのですか。いや、いいんだよ。どっちでもいいんだよ。終わったなら終わったと言ってもいいし、こういう場合は、このような例があったと、局長、記憶しておかないと駄目だよということだ。その時の気分でやるんだったらたまったものでないんだ。

○議長（瀬川左一君） 議会がまだ議了していない中での聞き取りということで質疑がありましたので、それを受けたという形になりますので御了承願います。

ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） おかしいべ。

案件を粛々とあなた進めてきたでしょ。

進めてきて、終わったでは。前にも私ではなくても皆さんの、それはもう終わったことですからと蹴ってるのですよ。ここはもう過ぎましたと。最後になって歳入歳出全般にわたってというのがあればいいのですけれども、それ、一つ一つ終わったときだったら、そうするのが、こういう形にでも、それはそのときもそういう形を対処してくれないと片手落ちになりますよと。

○議長（瀬川左一君） はい。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上をもちまして、令和3年度第2回七戸町議会臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

これをもって、令和3年、第2回七戸町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

散会 午前10時54分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年7月7日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員